

令和2年3月期 定例教育委員会議・会議録

- ・開催日時 令和2年3月17日(火)
午前10時00分から午前11時55分まで
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館 3階 特別会議室
- ・出席者 教育長 麻野 多美子
教育長職務代理者 金 銅 真 代
委 員 多 田 謙 司
委 員 新 熊 和 彦
委 員 奥 野 貞 一
- ・説明者 教育次長兼生涯学習室長 上 野 敏 治
学校教育室長 川 地 正 人
学校教育室副理事 渡 辺 正 治
学校教育課長 前 田 幸 章
市長公室副理事兼こども課長 森 井 克 則
社会教育課長 佐々木 祐 之
文化財保護課長 吉 澤 則 男
教育総務課参事 山 本 一 人
学校教育課課長補佐 山 下 浩 昭
- ・事務局 教育総務課長 粕 谷 美 光
教育総務課主幹 芝 池 淳 子
- ・議事日程
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 教育長月次報告
 - 日程第3 議案第40号
羽曳野市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する
規則の制定について

《資料1》

- 日程第4 議案第41号
羽曳野市青少年指導員に関する規則の全部を改正する規則
の制定について
《資料2》
- 日程第5 議案第42号
羽曳野市史跡古市古墳群整備検討委員会規則の一部を改正
する規則の制定について
《資料3》
- 日程第6 議案第43号
羽曳野市教育委員会公印規程の一部を改正する規程の制定
について
《資料4》
- 日程第7 議案第44号
教育財産（高鷲北幼稚園）の廃止について
《資料5》
- 日程第8 議案第45号
後援名義の使用許可について
《資料6-1、資料6-2、資料6-3》
- 日程第9 報告第13号
羽曳野市学校施設長寿命化計画（案）について
《資料7》
- 日程第10 報告第14号
羽曳野市教育委員会点検・評価報告書について
《資料8》
- 日程第11 その他
・日程調整など

[教育長 開会の挨拶]

日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長において、新熊委員を指名しました。

日程第 2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 2月15日に、高鷲南小学校区青少年健全育成連絡協議会教育講演会が行われました。
- (2) 2月16日に、羽曳野市青少年健全育成推進協議会研修会が行われました。
- (3) 2月17日に、羽曳野市学校給食会 第4回理事会が行われました。
- (4) 2月18日に、市町村教育委員会教育長・学校教育指導主管部課長会議が行われました。
- (5) 2月21日に、令和2年度新規採用予定教職員オリエンテーションが行われました。
- (6) 2月24日に、朗読ボランティアグループ「はびきの」による第26回朗読発表会が行われました。
- (7) 3月12日に、羽曳野市学校給食会 第5回理事会が行われました。
- (8) 3月13日に、市立中学校及び義務教育学校（後期課程）の卒業式が行われました。

日程第 3 議案第 40 号

羽曳野市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
の制定について

《資料 1》

- こども課長より、羽曳野市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について説明があり、承認を求めました。

《こども課長》

前回2月の教育委員会議において、「羽曳野市立教育・保育設置条例」から、現在休園中となっている高鷲北幼稚園を削除する内容の改正条例を令和2年第1回定例市議会に上程することをご承認いただきました。

その後、3月10日に開催された本会議において、当該改正条例の制定について可決となったことに伴い、今回、関連規則である「羽曳野市立幼稚園の管理運営に関する規則」において、高鷲北幼稚園を削除する規則改正を行うものです。

また、併せて、平成31年3月に策定した「羽曳野市就学前教育・保育のあり方に関する基本方針」、そして、「令和2年度施政方針」でも示している通り、すでに3歳児保育を実施している埴生幼稚園・駒ヶ谷幼稚園に加え、新たに羽曳が丘幼稚園・高鷲南幼稚園の2園においても3歳児保育を実施するため、同規則に追加・改正を行おうとするものです。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】 本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第4 議案第41号

羽曳野市青少年指導員に関する規則の全部を改正する規則の制定
について

《資料2》

- 社会教育課長より、羽曳野市青少年指導員に関する規則の全部を改正する規則の制定について説明があり、承認を求めました。

《社会教育課長》

この間、市役所等での非正規職員の増加と労働条件の低さが社会的に問題となるなかで、その原因として、特別職の非常勤職員の位置づけで雇用されている方が多かったため、特別職の非常勤職員の運用を厳格にするとともに、従来の非正規職員は会計年度任用職員という一般職としての職に統一するという法改正が行われました。

こうした、特別職の非常勤職員をめぐる動きの中で、市の人事課が、大阪府を通して国に問い合わせた結果、青少年指導員は特別職の非常勤職員には該当しないという判断が出されたこともあり、12月議会では、青少年指導員を市の特別職の非常勤職員の範囲から除くという条例改正を行いました。

この条例改正により3月末で青少年指導員の設置根拠がなくなってしまうので、今回、青少年指導員を行政協力者として位置づける規則改正を行い、4月1日から施行するものです。

主な改正点を改正の概要に記載していますが、規則全体としての基本的な内容、

青少年指導員を設置する趣旨等は変わっておらず、身分が、市の非常勤職員から行政協力者になりましたので、簡単に言いますと、公務員の身分からボランティア的な身分に変わりますので、その内容に合うように各条文の文言の整理を行ったものです。

《教育長》

謝礼金の金額については、変わらないんですね。

《社会教育課長》

金額は変わりません。これまでは報酬ということで出していましたが、身分が変わりましたので謝礼金という形になります。また、これまでどおり市長から委嘱させていただき活動していただくことになります。

《教育長》

指導員は現在何名おられますか。

《社会教育課長》

現在 97 人です。定数については、子どもの数の減少や、現在の委嘱人数の状況を踏まえると、今後 100 人を超えることは考えにくく、定数と現況の人数との乖離が大きいため、第 4 条で、100 人以内としております。

今期は 99 人の推薦依頼をし、98 人委嘱しました。その後 1 名の方が市外に転出されましたので現在 97 名です。

【採 決】 本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 5 議案第 42 号

羽曳野市史跡古市古墳群整備検討委員会規則の一部を改正する規則
の制定について

《資料 3》

- 文化財保護課長より、資料に基づき、羽曳野市史跡古市古墳群整備検討委員会規則の一部を改正する規則の制定について説明があり、承認を求めました。

《文化財保護課長》

これまで羽曳野市史跡古市古墳群整備検討委員会規則の第 2 条に規定する史跡古市古墳群の保存及び活用のための整備の基本計画について協議検討するものとなっていました。しかし本年度、文化財保護法の改正に伴って文化財の保存活用をしつつも文化財の積極的な活用を図ることも盛り込まれることとなりました。そのため保存活用計画の策定も推奨されているところです。つきましては、史跡古市古墳群においても新たに保存活用計画を策定する必要があることから同委員会の所掌として整備の基本計画に加えて活用計画等についても議論検討ができるように

改正するものです。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第6 議案第43号

羽曳野市教育委員会公印規程の一部を改正する規程の制定について

《資料4》

- 教育総務課長より、羽曳野市教育委員会公印規程の一部を改正する規程の制定について説明があり、承認を求めました。

《教育総務課長》

高鷲北幼稚園が廃止されることに伴い、高鷲北幼稚園の公印を廃止することに併せ所要の改正を行うものです。

別表の項7、学校教育課で管理している公印の用途の追加、項9の公印管理者を教育総務課長から学校給食センター所長へ変更、項118から項120の高鷲北幼稚園の公印の削除、となっております。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第7 議案第44号

教育財産（高鷲北幼稚園）の廃止について

《資料5》

- 教育総務課長より、教育財産（高鷲北幼稚園）の廃止について資料に基づき説明があり、承認を求めました。

《教育総務課長》

高鷲北幼稚園の廃止に伴い教育財産を廃止し、市長に引き継ごうとするものです。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第8 議案第45号

後援名義の使用許可について

《資料6-1、資料6-2、資料6-3》

●特定非営利活動法人 ナック 森のようちえん、森の学校、森の学校（上級）

《資料6-1、資料6-2》

社会教育課長より資料に基づき、事業の主催者、事業名、開催の趣旨等について説明がありました。

《教育長》

費用がかかりますね。

《多田委員》

気になったのは、年間登録費15,000円です。

《金銅委員》

指導員もたくさん来られるんですか。

《社会教育課長》

指導員も来ます。羽曳野市の企画にも参加していただいています。

本来であれば、子供会にいるリーダーさんがこういう活動をしてきましたが、だんだん子供会も少なくなり、リーダーさんたちもいなくなってきている中で、こういうNPO法人の方たちが、その役割を担っているようなところがあります。

《多田委員》

年間を通した事業に、後援名義を許可することは今までにありますか。

《社会教育課長》

大学の年間通した市民向けの公開講座等の後援はあります。

《多田委員》

事業内容としては、問題ないと思いますが。

《奥野委員》

いいと思います。ただ、費用が少し高いように思います。

《金銅委員》

内容はいいものだと思いますが、費用がかかるため、参加したくても参加できない人がいるのでは。みんな平等に参加できればいいですが。

《教育長》

費用的なところですね。

【採 決】 本件は、不許可とすることに決定しました。

教育総務課長より資料に基づき、事業の主催者、事業名、開催の趣旨等について説明がありました。

《多田委員》

対象者はどうなっていますか。

《教育総務課長》

一般市民の方50名となっています。

《教育長》

事務局としてはどうですか。

《教育総務課長》

今までの実績を見ますと問題ないかと思えます。

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

●教育総務課長より教育長において専決した継続分の後援名義の使用許可について説明と報告がありました。 《資料6-1》

《各委員意見・質問なし》

日程第9 報告第13号

羽曳野市学校施設長寿命化計画（案）について

《資料7》

●教育総務課参事より、資料に基づき、羽曳野市学校施設長寿命化計画（案）について説明と報告がありました。

《教育総務課参事》

まず、学校施設長寿命化計画の概要についてご説明いたします。

学校施設長寿命化計画とは、学校施設の維持管理を着実に推進するための中期的な取り組みを明らかにする計画で、市町村は2020年までにこの計画を策定し、ホームページ等により公表することが義務付けられています。

また、学校施設整備に係る国庫補助金についても、今後は本計画に計上された事業についてのみ採択することを文部科学省が検討しております。

これにより本市では、学校施設長寿命化計画を「羽曳野市学校施設マネジメントプラン」の名称として、今月末までに策定する予定としております。

それでは、資料に沿って「羽曳野市学校施設マネジメントプラン」をご説明申し上げます。「羽曳野市学校施設マネジメントプラン（長寿命化計画）の背景、目

的、計画期間」をご覧ください。

本市の学校施設は、昭和40年から50年代に建設された施設が多く、老朽化による建物自体の寿命や設備の不具合等、様々な問題を抱えております。そのため、施設の維持管理に対する財源不足が今後の課題となっていることから、学校施設を長寿命化改修することにより、施設の維持管理を着実に推進する必要があります。

資料の「改築中心から長寿命化への転換のイメージ図」をご覧ください。

従来型である改築中心のイメージは、新築後40年から50年間で校舎を建て替えることになっていましたが、現在の長寿命化のイメージでは、新築から40年を経過した時期を目途として、コンクリートの中性化対策、鉄筋の腐食対策などを施すことにより、最大80年程度まで使用することが可能であるとされております。また、改築と長寿命化改修のコスト比較をした場合、長寿命化改修費は改築費の6割程度であると考えられています。

次に「対象施設の実態整理」についてご説明いたします。

羽曳野市が保有する公共建築物は全体で約253,000㎡あります。

この内、学校教育施設は約128,000㎡であり、全体の約51%を占めております。右ページ上段のグラフに示すとおり、建築後40年以上の施設が62%と大部分を占めており、学校教育施設は、朽化の一途をたどっております。

本市では、平成27年度までに小中学校の耐震工事を優先して進め、校舎の耐震化は完了したものの、屋上、外壁や給排水設備、内装などの劣化が進み、老朽化対策が今後の課題となっています。

羽曳野市の学校施設マネジメントプランは、学校施設を取り巻く背景を踏まえて、建築年数だけでなく、構造躯体の健全度等も総合的に判断した上で、優先順位を設定し、劣化状況が非常に進んだものは改築を、長寿命化改修が可能なものは長寿命化を行うことで、集中整備された学校施設の建て替え時期をできるだけ平準化することが目的でございます。

また、少子高齢化・人口減少社会の進展により、児童生徒数の将来推移や社会情勢等の変化により、将来的には統廃合、複合化による新たな地域コミュニティの核となる公共施設としての役割が期待されますので、将来への大きな財政負担とならないよう、先送りすることなく、多様化した市民ニーズに配慮しながら、整備・管理運営の適正化と、財政負担の軽減・平準化による財源の確保を図るとともに、将来の教育行政の在り方と施策展開を踏まえ総合的、且つ柔軟に取り組んでいくことが必要となってまいります。

資料右ページ中段の2、学校施設の健全度の算定をご覧ください。

学校施設の老朽化の状況把握につきましては、構造躯体の健全度と劣化状況調査により行っております。

構造躯体の健全度については、すでに対策を行っている耐震化工事の際の資料であります耐震診断時の既存のデータから診断を行い、コンクリート圧縮強度やコンクリートの中性化などから定量的評価を行っております。

また、昨年8月から10月頃にかけて、専門業者による現地での劣化状況調査（内部及び外部の壁のクラック、漏水状況、塗装状態、破損状況、給排水などの調査）

を行い、定性的な評価を行っております。

これらの調査結果をもとに、文部科学省から配布されたプログラムを使用して各学校施設の健全度を算出したものが、下段の表となっております。

続きまして、ウラ面左下、「今後の維持・更新コスト（長寿命化型）」のグラフをご覧ください。

今後の維持・更新コストは従来型ですと、今後 10 年間は改築が集中することで、10 年間の改修コストは 361 億円、1 年に換算いたしますと 36 億 1 千万円が必要となります。（グラフで示す破線部分がそれにあたります。）

同じ 10 年間におきまして、長寿命化型による計画的な予防保全の場合、今後 10 年間の改修コストは 209 億円、1 年に換算いたしますと 20 億 9 千万円かかることとなります。（グラフで示す紫、水色部分がそれにあたります。）

事業実施期間としましては、1 年目に設計、次の 2 か年から 3 か年で工事実施するものとし、工事費を均等配分しております。

整備基準としては、劣化状況評価、築年数を総合的に勘案して優先順位付けを行い、原則、構造躯体の健全度が良好な校舎は築後 40 年で長寿命化改修、その後 20 年で大規模改造、さらに 20 年後で改築（建替え）することとし、長寿命化を実施した施設におきましては、概ね 80 年を目標とした耐用年数として使用する計画です。構造躯体の健全度が良好ではなく長寿命化改修に適さない校舎につきましては、築後 60 年を目途に改築（建替え）することといたします。

表面に戻りまして、左二つ目の「学校施設の目指すべき姿」でございますが、目指すべき姿としては、

1. 防災機能の充実や防犯対策など安心安全な学校施設
2. トイレの洋式化、ユニバーサルデザインなどによる快適性の確保
3. 多様な教育学習活動への適応した、グローバル社会に向けた、ICT 環境の一体的な整備
4. 環境配慮として、自然エネルギーの活用、照明の LED 化
5. 地域拠点として、生涯学習や福祉施設など他の公共施設の複合化による地域コミュニティが活性化できる施設 としております。

最後に、本プランは、2020 年から 2059 年までの 40 年間を見とおしつつ、児童・生徒数の推移が把握しやすい今後 10 年間の計画とし、原則として 5 年毎に見直しを行い学校施設のマネジメントを推進していきます。

《各委員意見・質問なし》

日程第 10 報告第 14 号

羽曳野市教育委員会点検・評価報告書について

《資料 8》

《教育総務課長》

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定により、教育委員会

は、毎年、その教育行政事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとなっています。この報告書は、この法律の趣旨に則し、平成30年度の事務事業について、「教育委員会事務の自己点検・評価」を実施し、報告書にまとめたものです。

点検・評価の流れにつきましては、各所属におきまして、事業の進捗状況等を取りまとめ、次に評価委員からの意見聴取を行います。

今年度につきましては、令和元年11月7日に「羽曳野市教育委員会評価委員会」を開催し、委員からの意見を聴取しました。

羽曳野市教育委員会評価委員会の委員は、2ページの4に記載のと通りの3名です。

また、当日、委員からの意見等については、報告書の149ページに記載しています。

今月中に議会に報告書を配布させていただくとともに、市ホームページにおいても公開させていただきたいと思っております。

《各委員意見・質問なし》

日程第11 その他

- (1) 学校教育課長より羽曳野市教職員の働き方改革取組指針（案）について説明がありました。
- (2) 学校教育課課長補佐より令和2年度アクションプラン（案）について説明がありました。
- (3) 事務局より、今後の日程について連絡がありました。

教育長より次回の4月臨時教育委員会議を、4月2日（木）に予定することを通知しました。

[教育長 閉会の挨拶]

閉会：午前11時55分